

4者協定諏訪(案)の要約

前文

茨城県、県事業団、日立市、諏訪学区コミュニティ推進会は、事業団が諏訪町に設置する最終処分場の整備及び管理に関して、次の協定を締結する。

第1条 目的

この協定は県の基本理念及び市の環境都市宣言のもと、施設の建設、廃止、指定区域の解除に至る間(ライフサイクル)において公害発生を防止し、地域住民の生命財産、生活自然環境の保全を図り、地域住民が誇りをもって暮らし続けられる環境を未来に引き継ぐことを目的とする。

第2条 基本的役割

県、事業団、市、諏訪学区は法令を遵守し相互に協力して ライフサイクルの間、施設の安全性を確保し地域住民の安全と環境保全に万全を講ずる。

第3条 安全及び環境の保全

県、事業団、市、諏訪学区は、関係する法律、県条例ほか生活環境調査委員会による提言やこの協定を遵守して環境保全措置を確実に実施し、地域住民の安全及び環境の保全を図る。

第4条 環境保全委員会の設置

事業団は、県、市、諏訪学区と協議の上、地域住民の安全及び環境保全に資する独立した権能を有する環境保全委員会を設置する。委員会は県、市、諏訪学区、市民及び学識経験者で構成し、活動結果に基づいて、事業団に指導、助言できる。

第5条 監視委員会(仮称)の設置

市は、県との間で取り交わした確認書の遵守状況確認と施設の監視を目的として、独立した機能を有する監視委員会(仮称)を設置する。委員会は市と諏訪学区で構成し、活動結果に基づいて事業団に指導、改善、停止要請ができる。

第6条 廃棄物の埋立期間

開業後23年間として、延長を認めない。

第7条 埋立終了後の管理

埋立終了後の指定区域の解除、廃止の基準は県、事業団、市、諏訪学区が協議の上、定める。

第8条 跡地利用

施設が安全に廃止された後の跡地利用については、現状では不確定であり、細目は別途、県、事業団、市、諏訪学区が協議の上、定める。

第9条 情報公開

事業団は、環境モニタリング結果をHPで公表するとともに環境保全委員会及び監視委員会(仮称)に報告し、記録を永久に保管しなければならない。

第10条 事業継続のための計画書

事業団は、大規模災害発生などに備えた、事業継続のための計画書を策定の上、県、市、諏訪学区と共有し、緊急事態における周辺環境の保全に努める。

第11条 施設の管理、非常時の措置等

事業団は、施設敷地内に管理事務所を設置し、事故等発生時の即応体制を構築する。事故等の場合は、原因を究明し、再発防止策を策定した後でなければ廃棄物の受け入れ及び処理を再開してはならない。

第12条 苦情処理等

事業団は、地域住民等から直接提起される施設に関連した苦情等について、窓口を設け、迅速かつ誠意をもって対応する。

第13条 損害賠償

事業団の事業活動に起因して地域住民の安全及び環境に悪影響を及ぼした場合は、遅滞なく必要な改善策を措置し、地域住民に損害が生じたときは、誠意をもってその損害を賠償する。

第14条 国及び地方公共団体の施策への協力

事業団は、県と連携し、国及び地方公共団体が行う施策又は災害、緊急時等における廃棄物の適正処理に協力できる。但し、事前に市と諏訪学区の合意を得る。

第15条 信義則

県、事業団、市、諏訪学区は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

第16条 協定の改定

この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、県、事業団、市、諏訪学区が協議して定める。

編集後記

今号では、県の提示した4者協定案に対し、諏訪学区の案をもとに、比較表を作成しましたが、出来れば本来、日立市が中心となり住民目線に立った協定案をつくり、茨城県、事業団と協議して頂きたいものです。



かんきょう 諏訪言方

第18号 令和6年8月5日

諏訪学区コミュニティ推進会
環境保全委員会総務広報部

電話 (33)3841

はじめに

県知事発表から5年目を迎えた5月末、新産業廃棄物最終処分場の本格工事が始まりました。

建設用大型車両は油縄子交差点から諏訪神社前を通り大平田、建設予定地を往復しています。

工事中の交通安全対策を始め、施設周辺と梅林通りの環境保全対策等、私たちの生活環境が今以上に悪化することの無いよう十分な配慮が必要になります。

先行事例であるエコフロンティアかさまでは、4者による環境保全に関する協定が締結され、その効力は今も有効に発揮されており、地域にとっては迷惑施設である最終処分場の建設に伴う住民の痛みを緩和することにその役割を果たしていると感じます。

一方、日立市諏訪学区では、建設工事が始まる前から、建設工事や交通安全対策及び地域振興と環境保全を含めた4者協定(茨城県、県環境保全事業団、日立市、諏訪学区コミュニティ推進会)の締結を目指してきましたが、現時点で締結するには至っておりません。

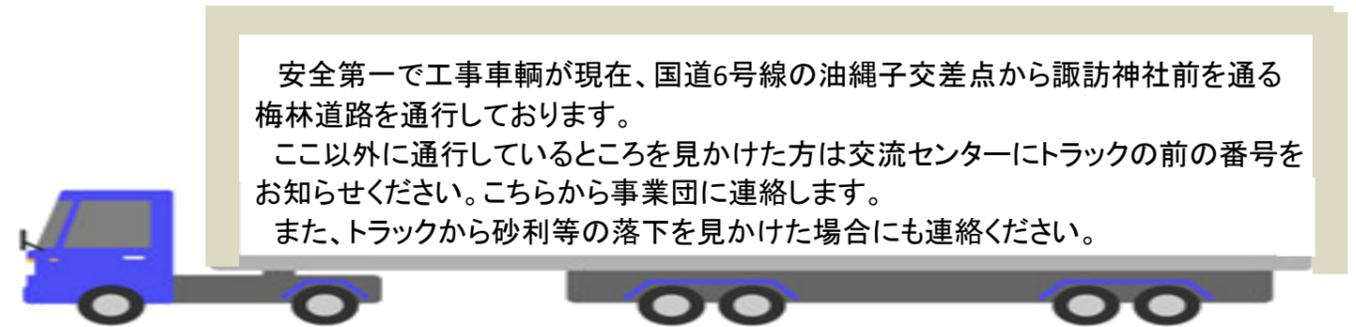
令和2年5月26日の県知事発表以来、諏訪学区では環境保全委員会を中心に建設地域の諏訪地区の住民だけが損をうけることの無いように活動してきました。

今回は2月に提示された県の案と、7月3日の自治会長会議で了承された4者協定諏訪案の対比表を2、3面でご紹介します。

4面は諏訪の環境保全に関する協定書の全文の要約を載せましたので参考下さい。

工事用車両への標識掲示について

新処分場及び新設道路の工事に伴う工事用車両には、一般の車両と区別ができるように、下記のとおり標識を掲示することとしています。



処分場の本体工事

- 事業者
(一般)茨城県環境保全事業団
- 主な工事内容
・敷地造成
・遮水工
・各施設整備
- 車両標識
・車両前面常時表示



新設道路の工事

- 事業者
茨城県高萩工事事務所
- 主な工事内容
・道路工事
(トンネル、橋梁含む)
- 車両標識
・車両前面常時表示



環境保全協定書 比較表

県の案 (仮称)新産業廃棄物最終処分場設置に伴う環境保全等に関する協定書(案)(2024/2/16)			諏訪の案 環境保全等に関する協定書(案)(2024/6/22)		
条項	条文	諏訪コメント	条項	条文	
前文	茨城県(以下「甲」という。)、一般財団法人茨城県環境保全事業団(以下「乙」という。)、日立市(以下「丙」という。))及び(仮称)地元4学区連絡協議会(以下「丁」という。))とは、乙が日立市諏訪町に設置する新産業廃棄物最終処分場(以下「施設」という。))の整備及び管理に関して、次のとおり協定を締結する。	<丁は、諏訪学区コミュニティ推進会とする> > <処分場が設置されるのは諏訪町> <処分場に対する学区間の温度差大>	前文	茨城県(以下「甲」という。)、一般財団法人茨城県環境保全事業団(以下「乙」という。)、日立市(以下「丙」という。))及び諏訪学区コミュニティ推進会(以下「丁」という。))とは、乙が日立市諏訪町に設置する新産業廃棄物最終処分場(以下「施設」という。))の整備及び管理に関して、次のとおり協定を締結する。	
第1条 目的	この協定は、施設の整備及び管理、事業活動に伴う生活環境の保全等を図ることを目的とする。	<施設の建設から廃止を経て指定区域の指定解除に至るまでの間(以下「ライフサイクル」という)に亘って本協定が存続する事を明記する>	第1条 目的	この協定は、甲の「本施設整備に係る基本理念」及び丙の「環境都市宣言」の許で、施設の建設から廃止を経て指定区域の指定解除に至るまでの間(以下「ライフサイクル」という)において施設及びその跡地の存在に伴う公害の発生を防止し、丁の住民(以下「地域住民」という)の生命財産の安全及び生活環境・自然環境(以下「安全及び環境」という)の保全を図るために必要な措置を定め、地域住民が誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上し未来に引き継ぐことを目的とする。	
第2条 基本的役割	甲、乙及び丙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他の環境保全に係る関係諸法令を遵守し、相互に協力して施設の安全性を確保するために万全の策を講ずるものとする。	<ライフサイクルに亘る関与を明記する>	第2条 基本的役割	甲、乙及び丙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他の環境保全に係る法令、条例等を遵守し、相互に協力して、施設のライフサイクルにおいて施設の安全性を確保し、地域住民の安全及び環境の保全のため万全の策を講ずるものとする。	
	【記述無し】	<甲の役割を明記する>	第2条 2項	2 甲は、施設の建設及び管理・運営について、乙に対し指導、助言、その他必要な支援を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。	
	【記述無し】	<乙の役割を明記する>	第2条 3項	3 乙は、最新の知見や技術を導入した施設の建設及び管理運営を行う。特に、大規模な自然災害や原子力災害及びこれらの事象が複合する事態にも耐え得る強靱な施設と管理運営体制を構築するものとする。 また、地域住民の安全及び環境の保全に十分に配慮し、施設に起因する諸問題について責任を負うものとする。	
	2 丙は、周辺環境への影響等について積極的に住民相談に応じるとともに、施設の管理に課題があると判断したときは、速やかに、甲及び乙に連絡するとともに、乙に対して実態の報告を求め等必要な措置を講ずるものとする。	<丙の役割として、工程調整を明記する>	第2条 4項	4 丙は、令和4年12月に甲と取交わした確認書(以下「確認書」という)の遵守状況を確認し、施設の管理運営等に課題があると判断したときは速やかに甲及び乙に連絡するとともに、乙に対して実態の報告を求めるとともに、解決のために必要な措置を実行させるものとする。また、乙が行う施設建設工事並びにこれと同時期に甲が施設周辺で行う諸工事との錯綜が予想される場合、地域住民の安全及び環境の保全が図られる様工程等の調整を行うものとする。	
	【記述無し】	<丁の役割を明記する>	第2条 5項	5 丁は、施設のライフサイクルにおいて地域住民の安全及び環境の保全が図られることを目的に、この協定の遵守状況の確認のため施設を監視し、必要な意見を述べるができるものとする。	
第4条 埋立期間	乙が本施設において廃棄物の埋立を行う期間は、埋立開始の日から起算して概ね20年から23年間とする。2 乙は、前項の埋立期間を変更するときは、あらかじめ甲、丙及び丁と協議するものとする。	<日立市と県との確認書(R4/12/26)に沿う内容とする> <期間変更についての協議条項は削除する>	第6条 廃棄物の埋立期間	乙は、施設が開業した日から起算して23年以内に廃棄物の埋立を終了するものとする。埋立期間の延長は認めない。2 甲および乙は、埋立地について拡張や増設は行わないものとする。	
監視委員会	【記述無し】	<施設の設置、維持管理が適正かつ安全に行われているか指導・監視する独立した組織の設置は必須である> <行為の結果をチェックし改善に繋ぐ役割を果たす組織の設置は必須である> <リスクコミュニケーションを図る上でも設置は必須である>	第5条 監視委員会(仮称)の設置	丙は、丙が第2条第5項の規定に基づき確認書の遵守状況を確認すること、及び丁が第2条第5項の規定に基づき施設を監視することを目的として、地域住民の安全及び環境の保全並びに施設の維持管理に対する信頼性の確立を図るために、独立した権能を有する監視委員会(仮称)を設置する。 2 監視委員会(仮称)は丙及び丁で構成する。 3 監視委員会(仮称)が施設の監視を行おうとするとき、すなわち、施設への立入調査、施設の維持管理に関する資料の閲覧や複写等を要請した場合は、乙はこれを受け入れるものとする。 4 監視委員会(仮称)は委員会活動結果に基づいて、乙に指導、改善および停止要請をおこなう。 5 乙は監視委員会(仮称)の活動結果を尊重し、指摘事項について遅滞なく対処するものとする。 6 監視委員会(仮称)会議は公開を原則とし、会議議事録、及び乙の対応状況はホームページ等で公開する。 7 丙は監視委員会(仮称)がその活動をするために要する費用を負担するものとする。	
事業継続のための計画書	【記述無し】	<緊急時における事業の維持・継続及び早期復旧を図り、周辺環境を保全する上でも有効な手段であるBCP策定を協定化する>	第10条 事業継続のための計画書	施設が安全に廃止されるまでの期間は、埋立終了後概ね20年間と見込まれているが、現状では猶不確定であり、今後の社会情勢の変化や技術の進歩等も考えられるので、跡地利用の細目については別途甲、乙、丙及び丁が協議のうえ定めるものとする。	
苦情処理窓口	【記述無し】	<リスクコミュニケーションを図る上でも窓口設置と連絡手段公開は必須である>	第12条 苦情処理等	乙は、大規模災害発生などにより地域住民の安全及び環境に支障が生じる又は生じるおそれのある施設の不具合、機器停止等(以下「事故等」という)への対応について、事業継続のための計画書(以下「BCP」という)を策定のうえ甲、丙及び丁と共有し、緊急事態における事業の維持・継続及び早期復旧を図り、周辺環境の保全に努めるものとする。	